

令和8年9月3日
こども青少年局こども家庭課

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」の一部改正に関する意見公募について

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」を一部改正することを予定しています。
つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和8年9月3日（木）から令和8年10月2日（金）まで

2 意見提出方法

「意見提出書」に御意見を記入の上、次のいずれかの方法により、横浜市こども青少年局こども家庭課母子父子寡婦福祉資金担当まで御提出ください。

（1）電子メールの場合

電子メールアドレス：kd-boshifushikafu@city.yokohama.lg.jp

件名に【意見公募】と表記してください。

横浜市こども青少年局こども家庭課 母子父子寡婦福祉資金意見公募担当 宛

（2）郵送の場合

〒231 - 0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市こども青少年局こども家庭課 母子父子寡婦福祉資金意見公募担当 宛

（3）FAXの場合

FAX番号：045-681-0925

横浜市こども青少年局こども家庭課 母子父子寡婦福祉資金意見公募担当 宛

3 注意事項

- （1）いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- （2）いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- （3）御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市こども青少年局こども家庭課 母子父子寡婦福祉資金意見公募担当 宛

電話番号：045-671-2390

※ 電話による御意見の受付及び御意見への個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。